

令和2年度
協同農業普及事業外部評価実施報告書

令和2年12月

香川県農政水産部農業経営課

目 次

1 はじめに	1
2 外部評価の概要	1
3 評価委員会の開催	2
4 評価結果	2
5 終わりに	2

[協同農業普及事業外部評価調書]

基本的課題 I 本県農業の中核となる力強い担い手の確保・育成

普及指導活動課題 「力強い担い手の確保・育成と魅力ある農業経営の確立」

(1) 次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進

(小豆農業改良普及センター)

3

(2) 産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成

(西讃農業改良普及センター)

5

(3) 女性農業者の確保・育成と活躍推進

(中讃農業改良普及センター)

7

(4) 地域を支える集落営農組織の確保・育成

(東讃農業改良普及センター)

9

[参考] 協同農業普及事業外部評価実施要領

11

1 はじめに

行財政改革が推進される中で、情報公開により透明性を確保しつつ、効率的・効果的な事業の実施を図っていくことが求められている。

本県では「協同農業普及事業の実施に関する方針」(平成17年3月)に示したとおり、従来から実施してきた組織内部の活動の点検や評価以外に、外部評価制度を平成17年度から本格導入し、幅広い視点から普及事業に関して客観的な評価を得るとともに、その評価結果を普及事業へ反映することに努めている。

本年度は次のとおり協同農業普及事業外部評価委員会(以下「評価委員会」という。)を開催し、そこで審議された結果を報告書として取りまとめた。

2 外部評価の概要

1) 評価委員会の設置

外部評価を行う機関として、香川県農業技術総合推進検討会の内部組織である評価委員会をあてた。

役職	氏名(敬称略)	所属・職名
委員長	深井誠一	国立大学法人香川大学農学部 学部長
委員	六車孝雄	香川県農業経営者協議会 会長
	大西千明	認定農業者、農業士
	福家和仁	I FK 会長
	田村照栄	東かがわ市農業委員会 会長
	板野利信	株式会社日本政策金融公庫高松支店農林水産事業 事業統轄
	野田法子	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会 会長
	谷本小百合	株式会社高松リビング新聞社 編集長
	久保田英俊	久保田税理士事務所 所長(税理士)

2) 評価対象課題の選定

前年度で5つの課題は一巡しており、香川の農業を考える上で、人の問題が最重要であることから、普及指導活動課題「力強い担い手の確保・育成と魅力ある農業経営の確立」を対象課題とした。また、詳細な説明を聞きたい課題として、委員長と協議の上、次の4課題が選定された。

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進 | (小豆農業改良普及センター) |
| (2) 産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成 | (西讃農業改良普及センター) |
| (3) 女性農業者の確保・育成と活躍推進 | (中讃農業改良普及センター) |
| (4) 地域を支える集落営農組織の確保・育成 | (東讃農業改良普及センター) |

3) 評価項目および評価の観点

各課題ごとに次の5項目を評価した。

(1)緊急性・必要性

[観点] 一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。

(2)普及計画の妥当性

[観点] 支援対象の選定は妥当であるか。当初の計画を変更する必要はないか。

(3)進捗状況・活動目標に対する達成度

[観点] 当初計画のとおり進んでいるか。

(4)普及指導活動による成果の波及効果

[観点] 当初の見込みどおりの成果が得られそうか。または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。

(5) 普及活動体制等の妥当性

[観点] 農政の推進方向に即した活動展開や扱い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。

農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。

4) 評価方法

委員は、3)の評価項目について5段階の点数評価を行うとともに、評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。

評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、評価委員会の総合評価を決定する。

委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。

(1)より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス

(2)参考となる意見

5) 評価結果の活用

事務局は、評価対象機関の改善実施状況についてフォローアップに努める。

評価対象機関は、評価委員会の指摘等を受けて考え方を整理し、普及指導活動や次年度の計画策定に反映させることに努める。

3 評価委員会の開催

1) 評価委員会(第1回)

(1)日時・場所 令和2年8月26日(水) 香川県農業試験場 第1・2会議室

(2)出席委員 深井委員長、福家委員、田村委員、板野委員、谷本委員、久保田委員

(3)議題 「評価対象課題の詳細説明」

2) 評価委員会(第2回)

(1)日時・場所 令和2年10月26日(月) 香川県庁本館12階 大会議室

(2)出席委員 深井委員長、六車委員、大西委員、福家委員、田村委員、板野委員
久保田委員

(3)議題 「評価対象課題の総合評価」

4 評価結果

「協同農業普及事業外部評価調書」参照

5 終わりに

今回の委員会を通して的確な指摘を受けたので、それらを踏まえて、できることから改善するとともに、次年度の普及指導活動に反映させてまいりたい。

終わりに、各委員の方々には御多忙の中、時間を割いていただき、極めて有益な御提言、御意見をいただいたことを深謝申し上げる次第である。

外部評価調書Ⅲ（委員会の総合評価）

整理番号	1 (小豆農業改良普及センター)		
普及指導課題名	次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進		
普及活動期間	平成 28 年度～令和 2 年度	担当者数	8 人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項] 農業従事者数の減少や高齢化により、担い手不足が進む中、農業後継者はもとより、U・J・I ターン希望者などの多様なルートからの新規就農者の確保・育成が必要である。また、発展段階に応じた支援により早期定着を図る必要がある。 そこで、①地域農業への理解促進と就農意欲の醸成、②青年層の就農促進、③早期経営安定のための重点的な支援に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（平成 28 年度当初→令和 2 年度末目標）] 就農希望者及び新規就農者に対する支援体制を整備し、就農計画を作成するなど、発展段階に応じた支援を実施する。 新規就農者が資金や事業を有効に活用し、計画の実践や目標を達成することにより、将来、認定農業者などの地域の担い手となる。 ○新規就農者数 (0 名→37 名)</p>		

総合評価	評価基準		A	
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当		
※2度目の評価を受ける課題においては、Aの基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。				
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・経営継承した移住者、新規就農者を組織化し、新たな就農希望者への助言、相談相手となる自主的な組織の構築をすることも必要と思う。 ・県外から香川への移住を考えている人に向けて、SNS 等のツールで情報発信をしてはどうか。また、就農希望者と地元の成功者、企業等との交流、連携を図つたらよいのではないか。 ・小豆地域における移住者誘致のポテンシャルを活かし、青年層の就農促進に向けた取組である具体的な就農計画の支援、就農志向者と経営移譲希望農家の結びつけを強力に進めていただきたい。特に就農志向者の農地や施設の確保に向けた地権者や地元農家への説明の下地作りや関係者調整にも深く関与してほしい。 ・若い世代には ICT を活用したスマート農業による経営改善に取り組んでほしい。 ・個人やグループのネットワーク化を進め、ノウハウの共有を進めるとともに、経営発展に向けての研修を開催することで、経営感覚の優れた若い世代を育成し、世代交代を促してほしい。 ・限られた地域での活動だけに困難が伴うと思うが、重要な取組であり、細かな経営計画が必要だと思われる。記帳リーダーのような方を育てるのもひとつの方法である。 			
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な就農志向者のニーズに応える活動がなされており、一層の成果が期待される。 ・子どもたち、青年層、移住者とそれに向けた対応がバランスよく取り組まれている。 ・農地の荒廃と高齢化が進んでいる中で、農地の有効利用のためにも新規就農者に支援をしていただいたらと思う。 ・生活様式などの変化により、農業に参入する若い人に、人との関わりを持とうとしない人が増えている。そういう人は地域活動が多い農業を継続するのが難しいと思う。 			

	<p>(令和2年12月10日回答 小豆農業改良普及センター)</p> <p>○新規就農者の組織化等について 幅広い情報収集の場として、JAや農業共済組合の青年組織を紹介しており、引き続き、これらの組織に対する研修会の開催や情報提供により、早期の経営安定を支援してまいりたい。</p> <p>○県外への情報発信等について 町移住担当部署や「地域おこし協力隊」と連携し、管内の農業概要や新規就農などの情報発信を行っているところであり、今後も小豆島の強みを生かし、島一丸となってより一層の情報発信に努めてまいりたい。</p> <p>○地元との繋がりの強化について 新規就農者に対して、農業士等地域の担い手を対象とした研修会への参加を促しているところであり、今後も、農業技術の習得はもとより、地元との結び付けや情報収集の場を提供してまいりたい。</p> <p>○経営発展に向けての支援等について (公財)香川県農地機構と連携し農地の集積・集約化を進め、規模拡大を支援するとともに、JA等と連携し空きハウスの移譲などの情報提供を行い、経済的に厳しい新規就農者の施設園芸への参入も支援してまいりたい。</p>
--	--

外部評価調書Ⅲ（委員会の総合評価）

整理番号	2 (西讃農業改良普及センター)		
普及指導課題名	産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成		
普及活動期間	平成 28 年度～令和 2 年度	担当者数	8 人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>農産物価格の低迷や担い手の高齢化等による規模縮小により、所得確保が困難になりつつある中で、経営感覚に優れた力強い担い手の確保・育成が急務である。</p> <p>そこで、①関係機関との連携による担い手育成支援体制の強化と農地集積・集約化の推進、②儲ける農業者の育成、③経営管理能力向上支援、④新たな発展段階への挑戦に対する支援、⑤次世代の育成や産地の発展に関する意欲の醸成に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（平成 28 年度当初→令和 2 年度末目標）]</p> <p>自己の経営改善計画・経営目標に基づき、生産・販売技術の向上、経営の合理化及び多角化の取組などにより、安定的な所得の確保による魅力ある農業経営を確立し、安定経営を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者である農業法人数（集落営農を除く） (54 法人→70 法人) ○のれん分け就農の里親数 (0 人→18 人) 		

総合評価	評価基準		A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当	
※ 2 度目の評価を受ける課題においては、A の基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。			
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな担い手の確保・育成に関して、のれん分け就農者に対しては組織的に集約的な農地確保、作物品目選定、新規作物の導入等の支援により、認定農業者へ誘導し、さらに高度な経営感覚を養成することで、法人経営体へ育成してほしい。 ・なかには法人化にあまり前向きでない者や不向きな事例もあると思うので、個人経営でもしっかりとした地域農業の担い手になれるようにバックアップしたり、販売を法人に委託するなどを視野に入れてはどうか。 ・しっかりと所得の出る農家というのが「力強い担い手」の要件かと思う。収支計画等の作成を通して、収益の上がる経営とは何かを理解してもらうことも重要なことで、そのあたりに注力してほしい。 ・香川県は県土が狭いので、量より質の農業、ブランド化が重要だと考える。そのために、消費者ニーズを把握し、県内外のブランド化についてのノウハウを集約していくのも必要である。 		
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・認定新規就農者から認定農業者、法人化へとステップアップの方向性に沿って明確に前進しており、担い手育成という目標達成が期待できる。 ・支援内容が実践的かつ具体的で、役に立っていると思う。 ・「産地間競争に打ち勝つ」と標榜されているが、その部分の具体的な内容や方策があまり示されていない気がした。 		

(令和2年11月27日回答 西讃農業改良普及センター)

○新規就農から地域の担い手へ

新たな担い手の確保・育成に向けて、関係機関や地域の指導的農業者等と連携して、就農希望者の意向を踏まえた就農前研修の充実を図ってまいりたい。また、就農後は、助成制度の活用や栽培品目の選定と基本技術の習得、収支計画の作成と経営分析、流通・販売対策など、新規就農者が早期に安定経営が図れるよう支援してまいりたい。

こうした取組により、新規就農者が認定農業者へと発展し、地域の担い手として着実にステップアップできるよう取り組んでまいりたい。

○力強い担い手の育成

産地間競争に打ち勝つ収益力の高い農業者を育成するため、所得向上と経営安定に向けて経営管理講習会等を通じて、助言・支援を行ってまいりたい。また、農業者が大規模化や農業経営の継続性、従業員の雇用などにより法人化が必要な場合には、農業経営相談所と連携し法人化を支援してまいりたい。

○本県にあった農業の展開

県オリジナル品種や主要野菜のレタス等については、関係機関連携のもと全国的なブランド化戦略を展開しているところであり、普及センターでは、流通段階での意見の情報収集や実需者とのマッチングの場の提供等を行い、農業者が消費者ニーズに応じた農産物の生産・販売ができるよう支援してまいりたい。

評価
対象
機関
の
考
え
方

外部評価調書Ⅲ（委員会の総合評価）

整理番号	3 (中讃農業改良普及センター)		
普及指導課題名	女性農業者の確保・育成と活躍推進		
普及活動期間	平成 28 年度～令和 2 年度	担当者数	7人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>女性農業者は基幹的農業従事者の 42%を占めており、地域農業の振興において重要な役割を担っている。</p> <p>意欲ある女性農業者が担い手として評価され、活躍することが望まれており、女性が経営に参画し、その持っている能力を十分に発揮することが必要である。</p> <p>そこで、①次世代女性農業者リーダーの掘り起こし・育成、②女性の経営参画推進に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（平成 28 年度当初→令和 2 年度末目標）]</p> <p>女性農業者が幅広い視野と優れた経営感覚を身につけ、経営に参画し、女性特有の視点と能力を活かし、新たな農業経営の展開ができる。</p> <p>○新規女性認定農業者数 (0 人→12 人)</p>		

総合評価	評価基準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない ※2度目の評価を受ける課題においては、Aの基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> 多様な視点を持って女性が活躍できるシーンを開発、提案していくことが大切だと思う。 他地区の女性農業者組織との交流、また他の農業経営者組織への参画により、リーダー性、経営感覚の向上を図る試みが必要と思う。 農業に女性が参画することはとても良いことではあるので、なぜ、女性が参画した方がうまくいくのか、なぜ、女性の意見を取り入れた方が農業にとって有利なのが等を見出し、たとえ、新入社員であっても、パート社員であったとしても、女性の考えをしっかりと反映できる体制をつくることができれば良いと思う。 女性農業者の活動事例が増えると、参画する女性が増えると思う。ただ、ゆるいコミュニティを目指すと活動が内輪受けで終わりがちなので、せっかくやるなら、元気に外向きにPRをして活躍してほしい。 農家の方々を見ると、主体は夫でも、記帳は妻が行っているというパターンが結構多い。女性の特性のようなものを活かせると、良い農業者が生まれるのではないだろうか。「基幹的農業従事者」に占める女性の割合 42%という数字は将来を期待するに充分な数字だと思う。 	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> 女性は、家族と仕事の両立は大変だが、農業は、時間と手間をかけて育てる点で子育てと似ており、女性には、とてもいい職業だと思う。ぜいたくを言うと、周囲に支えてくれる人がいれば、成功率は高いと思う。 夫婦による共同経営、親から子への承継、新規就農、認定農業者への移行等あらゆる場面で候補者を掘り起こし、育成のための意義づけや、研修（農業技術と経営）、メンバー同士、先輩や県内他地区のメンバー間の交流が進むための環境作りに期待する。 男女平等の視点に基づいた働く女性のための課題であり、男女間の不平等を広げない政策が必要である。女性の能力の再発見と家庭と両立しながら、農業の担い手として働く女性の地位向上を望む。 	

	<p>(令和2年12月8日回答 中讃農業改良普及センター)</p> <p>○女性が活躍できるシーンの開発、提案について 多様な視点を持って女性が活躍できるシーンを開発、提案していくことは大切だと考えている。全国にはロールモデルとなる素晴らしい活動をしている女性組織が多数あり、国や県農業経営課と連携し、こうした事例の紹介や交流を促進するなど、そのための研修活動に取り組んでまいりたい。</p> <p>○他地区の女性農業組織との交流について 女性農業者組織同士の交流は、お互い刺激し合い切磋琢磨する機会となると考えている。本年度も管内の女性農業者組織の役員が、東讃地区の女性農業者組織の研修で講演するなど交流を深める活動を実施しており、今後も交流の輪を広げる取組を進めてまいりたい。 また、女性農業者組織の中から香川県農業士などへの登用を進めることにより、地域の女性農業者のリーダーとして活躍を後押ししてまいりたい。</p> <p>○農業女子組織の今後の活動について 当地区の女性農業者ネットワークは、設立当初は、ゆるいコミュニティとして設立された組織であるが、活動を広げる中で土づくりや病害虫防除など農業技術に関する研修等にも積極的に取り組んでいる。今後も交流と研鑽にバランス良く取り組みながら活動できるよう支援してまいりたい。 また、こうした活動の成果は、SNS等を活用してPRしてまいりたい。</p> <p>○女性が農業経営に参画することの有利性について 女性が農業経営に参画することの有利性として、簿記記帳は妻が行っているケースが多く、経営状況をよく把握していることのほか、雇用を取り入れている経営では、女性ならではのきめ細やかな労務管理や対応が出来ること、さらには、生活者や消費者の視点で社会のニーズをとらえて経営に活かせていることなどがあげられる。今後も、農業経営において女性が経営のパートナーとして位置づけられ、その能力が発揮できるよう推進してまいりたい。</p>
--	---

外部評価調書Ⅲ（委員会の総合評価）

整 理 番 号	4 (東讃農業改良普及センター)		
普及指導課題名	地域を支える集落営農組織の確保・育成		
普及活動期間	平成 28 年度～令和 2 年度	担当者数	24 人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>小規模農家の経営が厳しく、集落に担い手がいない農地が増え、耕作放棄地が増加するなど集落の荒廃が懸念されており、解決の手段として集落営農の重要性が高まっている。</p> <p>そこで、①地域リーダーの育成、集落営農の組織化支援及び農地集積の推進、②集落営農組織の活動強化支援に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（平成 28 年度当初→令和 2 年度末目標）]</p> <p>市町、JA、東讃土地改良事務所など関係機関と連携して、集落営農の啓発や組織化の支援を行うとともに、既存の集落営農組織については法人化支援、規模拡大や多角化・複合化、広域連携などを進めて経営の発展を促す。</p> <p>これらにより、地域を支える集落営農組織の確保・育成と経営発展を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落営農法人数 (29 法人→44 法人) ○集落営農組織数 (90 組織→115 組織) ○経営改善に取り組んだ組織数 (10 組織→82 組織) 		

総合評価	評価基準		A	
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当		
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない ※2度目の評価を受ける課題においては、Aの基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。			
ア ド バ イ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備、農地の集積、大規模な鳥獣害対策等の支援事業の実施により組織の維持・発展が可能と思う。 ・現役高齢農業者のご子息方にも、地域の農業、農地を健全に保つことの意義を深く知りたいことが、代替わりした際の耕作放棄地の発生を防ぐことにつながる。 ・集落営農組織の設立も大事であるが、高齢化の進んでいる組織に対し、担い手等の加入を促進し、継続できる支援もお願いしたい。 ・集落営農は運営自体がなかなか難しい面があり、構成員の意思統一がもっとも肝要かと思う。どのような組織形態をとるのかという問題もあるので、この活動を通して、普及センターはノウハウの蓄積を図ってもらいたい。 ・人・農地プランの実質化の取組みは、県内で地域により、進捗に差があるものの粘り強く前進させていただきたい。 			
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の中での組織の育成は問題、課題がたくさんあろうかと思う。既存組織の成功が、新たな組織の育成につながると思われる。 ・組織設立と設立後の支援の事例は、その機能や目的が理解でき、今後の取組みとしても、実績を増やしたり、新たな取組み方法を模索していただきたい。 ・具体的な成果が上がっている。集落営農への移行モデル地域としてこれからも期待したい。 ・働く事は生きる事であり、集落営農組織が働く喜びを感じる場、雇用の場になるよう、より一層の政策、計画が必要である。 			

	<p>(令和2年12月4日回答 東讃農業改良普及センター)</p> <p>○集落営農組織の維持・発展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県では、経営の安定、機械整備、規模拡大、農地・農業用水の維持・保全、制度資金など、集落営農組織の維持・発展に役立つ様々な支援施策を講じており、それぞれの組織の状況に応じた支援施策の活用を推進してまいりたい。 ・法人化や農地保全など目指す方向性に関係なく、すべての集落営農組織が直面する課題は「事業承継」であり、情報提供や話し合いなどにより、子世代の理解醸成を図るとともに、後継者（候補）の確保・育成に努めてまいりたい。 <p>○ノウハウの蓄積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農の設立に当たり、構成員の合意形成から組織化までの知識や手続き、手法などの普及活動ノウハウを蓄積し、今後、集落営農を検討する際の参考となるよう、引き続き取り組んでまいりたい。 ・集落営農の実績や成功事例を分析・検証し、必要とする地域への普及啓発に役立ててまいりたい。 <p>○人・農地プランの実質化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人・農地プラン」は、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」であり、人・農地プランの実質化に普及センターも積極的に関わりながら、集落営農の新たな組織化をはじめ、既存組織の経営発展につなげてまいりたい。
--	---

評価
対象
機関
の
考え方

協同農業普及事業外部評価実施要領

平成17年9月1日 17農経第30887号 農業経営課長
一部改正 平成23年8月 3日 23農経第23845号
一部改正 平成28年7月26日 28農経第38882号
一部改正 令和 2年8月26日 2農経第43322号

第1 目的

農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）および農業経営課が実施する普及指導活動について、外部の専門家等による適切な評価（以下「外部評価」という。）を行うことにより、限られた予算、人材、設備等の資源を有効に活用しながら、県内農業生産現場が抱える課題について迅速に対応していくとともに、協同農業普及事業の根幹をなす普及指導活動の活性化を図ることを目的とする。

第2 外部評価制度の概要

（1）外部評価対象の課題選定

①「協同農業普及事業の実施に関する方針」（平成28年3月制定）で設定した普及指導活動の基本的課題に沿って策定した普及指導活動課題から評価する課題を選定する。

- 1 力強い担い手の確保・育成と魅力ある農業経営の確立
 - 1) 次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進
 - 2) 産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成
 - 3) 女性農業者の確保・育成と活躍推進
 - 4) 地域を支える集落営農組織の確保・育成
- 2 消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化
 - 1) -1 ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興
 - 1) -2 優良種子の生産支援
 - 2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展
 - 3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展
 - 4) 力強いオリーブ産業の振興
 - 5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き 産地の持続的発展
 - 6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展
- 3 生産基盤の確保と農村の活性化
- 4 地域プロジェクト
- 5 重点プロジェクト

②次に、選定された基本的課題に関する、各普及センターおよび農業経営課が策定した普及指導計画に計上された課題から評価対象を選定する。

③選定は、第4に規定する評価委員会の事務局が、各普及センター、評価委員会と協議して行う。（①～③の具体的な方法は第6に記載）

（2）外部評価の項目

外部評価の項目は、普及指導活動に共通する部分の中から定める。

（3）外部評価の種類

普及指導活動はP D C Aサイクル(計画→実施→点検および是正→見直し)を繰り返しながら、継続的な改善を行っており、その中には事前評価、事後評価、追跡評価の要素を含んでいるので、外部評価の種類分けはしない。

第3 対象機関

- (1) 東讃農業改良普及センター
- (2) 小豆農業改良普及センター
- (3) 中讃農業改良普及センター
- (4) 西讃農業改良普及センター
- (5) 農業経営課

第4 評価委員会の設置

- (1) 協同農業普及事業の外部評価を行う機関として、「香川県農業技術総合推進検討会」（以下「推進検討会」という。）の内部組織である「協同農業普及事業外部評価委員会」（以下「評価委員会」という。）をあてる。
- (2) 評価委員会は、第2の（1）で選定した課題に関する評価対象機関の取組みを評価する。
- (3) 評価委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、農業経営課に設置する。

第5 委員の選任

- (1) 評価委員会の委員については、推進検討会の会長が指名する。
- (2) 委員がその職務を遂行できなくなった時は、事務局は会長と協議して後任を選定する。
- (3) 委員は、評価を行うにあたっては、公正な立場から総合的な判断を行うとともに協同農業普及事業がより良いものとなるよう適切な助言を与えるよう努めるものとする。
- (4) 委員は、協同農業普及事業に係る個人情報など、外部評価を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

第6 評価対象とする課題の選定方法

- (1) 各普及センターおよび農業経営課の普及指導計画に設定した普及指導活動の課題または普及活動事項を整理した普及指導活動一覧（様式1）の中から、事務局が各普及センターと協議の上で課題を選定し、評価委員会の承認を得て決定する。
この際、評価対象機関の間に職員数の差があるので、課題の選定にあたっては職員数に留意する。
- (2) 限られた時間内で外部評価を行う必要があることから、評価に適した単位で行う。
ただし、概ね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう計画的

に評価対象を選定する。

第7 外部評価の観点

外部評価の項目	外部評価の観点	総合評価
緊急性・必要性	●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	
普及計画の妥当性	●支援対象の選定は妥当であるか。 ●当初の計画を変更する必要はないか。	●計画のとおり実施するのが適当 ●計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当 ●実施する必要はない
進捗状況・活動目標に対する達成度	●当初計画のとおり進んでいるか。	
普及指導活動による成果の波及効果	●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	
普及活動体制等の妥当性	●農政の推進方向に即した活動展開や扱い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。	

第8 外部評価方法および総合評価

- (1) 委員は、第6で選定された課題について、外部評価調書Ⅰ（様式2）により評価を行う。
- (2) 1) 委員は、第7で定めた外部評価の項目について、外部評価調書Ⅱ（様式3）を用い、5段階の点数評価を行うとともに、外部評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。
- 2) 評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、外部評価調書Ⅱ（様式3）を用い、評価委員会の総合評価を決定する。
- 3) 点数評価は、評価対象の総合評価を決定する唯一の基準とはしない。
- 4) 2) の評価委員会の総合評価は外部評価調書Ⅲに掲げる総合評価の選択肢の中から、いずれか一つを選択して決定する。
- 5) 各委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。
 - ①より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
 - ②参考となる意見
- 6) 5) の意見に対し、送付された日から1か月以内に評価対象機関の考え方を外部評価調書Ⅲにより回答する。
- (3) 外部評価調書の取りまとめは、事務局が行う。

第9 評価委員会の開催

- (1) 評価委員会は、毎年度、2日間程度開催する。
- (2) 第1日目は、評価対象機関によるプレゼンテーションを行う。
- (3) 第2日目は、第8に基づき評価を行う。
- (4) 評価委員会は、外部評価対象の課題数によっては、(2)および(3)に掲げる外部評価作業を1日で実施することができる。

第10 外部評価に関する関係書類の作成

- (1) 評価対象機関は、次の提出書類（普及指導計画・自己評価（様式5））を作成し評価委員会第1日目までの10日前までに事務局へ提出する。事務局は各委員へ収受した書類を送付する。
- (2) 外部評価は、本要領に定める各様式を用いて実施する。
- (3) (1)の普及指導計画には次の項目を計上する。
 - ①普及指導活動課題名
 - ②計画期間
 - ③担当部署・担当者名
 - ④支援対象者
 - ⑤現状および問題点
 - ⑥目標・あるべき姿
 - ⑦前年度までの活動経過および実績
 - ⑧関係機関名
 - ⑨関連事業名
 - ⑩年次別の成果指標（目標及び実績）
 - ⑪当該年度計画（普及活動事項、対象者、目標項目および現状値、当該年度の到達目標、主な活動内容及び手段など）
 - ⑫普及指導活動の進捗状況
 - ⑬目標達成の見込み
 - ⑭普及指導活動上の成果と問題点
 - ⑮普及指導活動の体制
 - ⑯自己評価

第11 外部評価時期

評価対象機関および事務局は、外部評価結果を翌年度の普及指導計画の策定や普及指導活動に反映するため、第9から第11までに掲げる事務を、普及指導計画策定期間に終えなければならない。

第12 外部評価結果の公表

外部評価結果については、県民に分かりやすい形で取りまとめ、外部評価結果の概要などを県のホームページへの掲載や普及センターおよび農業経営課での閲覧などにより広く公表する。（個人情報に該当するものは除く。）

第13 制度の見直し

毎年度、外部評価制度の点検を行うとともに、委員会で出された意見を参考として、必要な改善を加えていく。

第14 その他

- (1) 普及センターおよび農業経営課は、外部評価結果をできる限り尊重し、以後の普及指導活動に適切に反映させ、より効率的・効果的な普及指導の体制及び活動を行うよう努めなければならない。
- (2) 農業経営課は、外部評価の実施にあたり、評価対象機関の関係職員に過重な負担とならないよう、また本来の普及指導活動業務に支障が出ないよう、十分配慮しなければならない。

附則

この要領は、平成17年 9月 1日から施行する。

平成23年 8月 3日 一部改正

平成28年 7月 26日 一部改正

令和2年 8月 26日 一部改正

様式 1

普及指導活動課題一覧（平成28年度～令和2年度）

普及指導活動課題	普及センター	評価実施
1 力強い担い手の確保・育成と魅力ある農業経営の確立		
1) 次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進	東讃、小豆 中讃、西讃	
2) 産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成	東讃、小豆 中讃、西讃	
3) 女性農業者の確保・育成と活躍促進	東讃、小豆 中讃、西讃	
4) 地域を支える集落営農組織の確保・育成	東讃、小豆 中讃、西讃	
2 消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化		
1) - 1 ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興	東讃、小豆 中讃、西讃	
1) - 2 優良種子の生産支援	中讃	
2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
4) 力強いオリーブ産業の振興	東讃、小豆 中讃、西讃	
5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
3 生産基盤の確保と農村の活性化		
	東讃、小豆 中讃、西讃	
4 地域プロジェクト		
	東讃、小豆 中讃、西讃	
5 重点プロジェクト		
	農業経営課 (革新支援 グループ)	

樣式2

外部評価調書Ⅰ（ 年度）

様式3

外部評価調書Ⅱ（委員用）

委員名 _____

整 理 番 号	
普及指導課題名	

評価の項目（各項目とも5段階評価）	採点（○で囲んでください）
【緊急性・必要性】 ・一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	5 大いに認められる 4 認められる 3 概ね認められる 2 あまり認められない 1 認められない
【普及計画の妥当性】 ・支援対象の選定は妥当であるか。 ・当初の計画を変更する必要はないか。	5 大いにある 4 ある 3 概ねある 2 あまりない 1 ない
【進捗状況・活動目標に対する達成度】 ・当初計画のとおり進んでいるか。	5 大いに進んでいる 4 進んでいる 3 概ね進んでいる 2 あまり進んでいない 1 進んでいない
【普及指導活動による成果の波及効果】 ・当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ・または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	5 大いに進んでいる 4 進んでいる 3 概ね進んでいる 2 あまり進んでいない 1 進んでいない
【普及活動体制等の妥当性】 ・農政の推進方向に即した活動展開や扱い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ・農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。	5 大いに期待できる 4 期待できる 3 概ね期待できる 2 あまり期待できない 1 期待できない

コメント

様式4

外部評価調書Ⅲ（委員会の総合評価）

整 理 番 号		
普及指導課題名		
普及活動期間	担 当 者 数	人
普及活動の概要		

総合評価	評価基準	
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない ※2度目の評価を受ける課題においては、Aの基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。	
アドバイス		
その他参考意見		
評価対象機関の考え方	(令和 年 月 日)	

様式5

1 普及指導計画

整 理 番 号		○○農業改良普及センター			
課 題 名	計 画 期 間	担当者	2 年 度	到達目標	備考
課題化の背景	前年度までの活動経過 および実績				
目標・あるべき姿	当初目標				
関係機関名	年度末実績				
関連事業名	令和 年度活動事項及び活動内容等 (5年計画○年自)				
目標項目（目標及び実績）	28年度	29年度	元年度	2年度	到達目標
普及活動事項	対象者	目標項目及び現状値	当年度末	到達目標	主な活動内容及び手段

普及指導活動の進捗状況	目標達成度	活動と問題上の点成果	※普及指導活動体制図を添付する
2 自己評価			
評価項目	採点	コメント	採点基準
緊急性・必要性			5 高い 4 やや高い 3 普通 2 やや低い 1 低い
普及計画の妥当性			
進捗状況・活動目標に対する達成度			
普及活動による成果の波及効果			
普及活動体制等の妥当性			
合計(平均点)			※採点基準は様式3に準拠する。